

自由権規約（B規約）第6回政府報告審査・擬問擬答リスト（テーマ別）

(注)

※【L01O】は委員会からの事前質問票の問番号を指す。

※黄色マーカーは、外務省が回答する問。

【目次】

<30 特定秘密保護法>	2
問266-0 特定秘密保護法と自由権規約第19条との関係如何。(内調→外務省(総人,官総,法社))	2
問266 なぜ特定秘密保護を制定したのか。(内調)	5
問267 国連人権理事会の特別報告者が特定秘密保護法案(当時)に関し、懸念を示した由であるが政府の見解いかん。(外務省(総人→官総了)→内調)	6
問268 ピレー国連人権高等弁務官が記者会見で、特定秘密保護法案(当時)について秘密の構成要件が明確でないため、政府は自らにとって不都合な情報を秘密指定することが可能となっている旨の懸念を表明した由であるが政府の受け止めいかん。(外務省(総人→官総了)→内調)	7
問269 特別報告者による書簡における特定秘密保護法案(当時)に対する申立て事実は正確か。(内調) 8	
問270 特定秘密保護法の規定が、とりわけ意見及び表現の自由に対する権利に関する国際人権法及び基準に基づく日本の義務といかに整合しているか。(外務省(総人→官総了→法社了)→内調) 11	
☆更問 上記2. の様々な配慮とは具体的にどのようなものか。(外務省(総人→官総了→法社了)→内調)	11
問271 日本において情報アクセス権の実現確保のために実施されている主要な法律及び制度いかん。(内調→総務省, 内閣府)	14
問272 特定秘密保護法案の作成にあたり、市民社会を含む関係者とどのような協議を行ってきたか。(内調) 15	
問273 特定秘密保護法はツワネ原則から逸脱しているのではないか。(内調)	16
問274 適性評価によってプライバシーが侵害されるのではないか。(内調)	18
問275 ハルペリン氏が日本で特定秘密保護法に関する講演を行い、特定秘密保護法は必要ないとの発言があったと承知しているが、政府の見解如何。(内調)	19
問276 施行準備状況如何。(内調)	20

<30 特定秘密保護法>

問266-0 特定秘密保護法と自由権規約第19条との関係如何。(内調→外務省
(総人、官総、法社))

(答)

1. 我が国では、自由権規約第19条に規定されている意見を持つ権利及び表現の自由を、我が国の最高法規である日本国憲法において、民主主義に不可欠のものとして最大限尊重している。
2. このような我が国の基本理念に則り、我が国では既に、政府の有する諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的として、情報公開法を定め、何人も行政機関の保有する行政文書の開示を請求する制度を整備している。
3. 一方、自由権規約第19条第3項において、国の安全や公の秩序を保護することが必要な場合には、法律により表現の自由に対し一定の制限を課すことが認められている。
4. 行政機関の有する情報の中には、安全保障上の秘匿性の高いものがあるため、安全保障上の秘匿性の高い情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全を確保することを目的として、今般、特定秘密保護法を定めたところである。このような国家機密の指定、解除、保全を図るルールは、米国、英国等の諸外国においては、既に整備されており、我が国においても同様の法整備を行ったものである。
5. 本法においては、例えば、真に報道目的で特定秘密の不正取得行為を行った場合には、処罰されないとされるなど、知る権利を含む表現の自由に対し、これを不当に制限することにならないように十分に配慮をし、表現の自由の確保に努めている。また、第22条第1項において「この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない。」と規定している。
6. さらに、本法の下では、特定秘密に該当する情報の指定の要件を明確にし、かつ、外部の有識者や国会の関与を含めた管理体制が確立され、行政機関による恣意的な運用を防ぐための重層的な仕組みが設けられている。これにより、行政機関における秘匿性の高い情報の取扱いに客觀性と透明性が高まることにもつながるものである。
7. したがって、特定秘密保護法は、自由権規約第19条と整合的なものであり、何ら問題のあるものではないと考えている。

【参考】市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）第19条

- 1 すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する。
- 2 すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 3 2の権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う。したがって、この権利の行使については、一定の制限を課すことができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

(a) 他の者の権利又は信用の尊重

(b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

International Covenant on Civil and Political Rights Article 19

1. Everyone shall have the right to hold opinions without interference.
2. Everyone shall have the right to freedom of expression; this right shall include freedom to seek, receive and impart information and ideas of all kinds, regardless of frontiers, either orally, in writing or in print, in the form of art, or through any other media of his choice.
3. The exercise of the rights provided for in paragraph 2 of this article carries with it special duties and responsibilities. It may therefore be subject to certain restrictions, but these shall only be such as are provided by law and are necessary:
 - (a) For respect of the rights or reputations of others;
 - (b) For the protection of national security or of public order (ordre public) or of public health or morals.

【参考】日本国憲法（妙）

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

The Constitution of Japan

Article 19. Freedom of thought and conscience shall not be violated.

Article 21. Freedom of assembly and association as well as speech, press and

all other forms of expression are guaranteed. No censorship shall be maintained, nor shall the secrecy of any means of communication be violated.

Article 23. Academic freedom is guaranteed.

Article 98. This Constitution shall be the supreme law of the nation and no law, ordinance, imperial rescript or other act of government, or part thereof, contrary to the provisions hereof, shall have legal force or validity.

The treaties concluded by Japan and established laws of nations shall be faithfully observed.

問266 なぜ特定秘密保護を制定したのか。(内調)

(答)

1. 近年、昨年一月にアルジェリアで発生したテロ事件において多くの日本人が犠牲となるなど我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増している。こうした激動する安全保障情勢の中で、我が国と国民の安全を確保していくためには、関係国との間、あるいは政府部内において、安全保障に関する秘匿性の高い情報の収集と活用を促進していく必要がある。この点、米国、英国等の関係国は、既に、国家機密の指定や解除、その保全等について厳格なルールを整備している。
2. しかしながら、我が国においては、これまで、防衛分野以外の安全保障に関する秘密について、一般的な国家公務員法の定めしか法的なルールがなく、また、保護措置や適性評価等の秘密の管理について規定する法律が存在しなかった。関係国との間で秘匿性の高い情報のやり取りをするためには、我が国においても安全保障上の秘匿性の高い情報の管理のルールを法律で定め、我が国の情報管理に対する関係国からの信頼を高める必要がある。
3. 本法律の制定によって、安全保障に関する秘密の保護に関する政府部内共通のルールが明確に定められることとなり、関係国との間や政府内での情報交換が促進され、我が国の安全保障にとって有益な情報が共有・活用されることが期待される(現に、米国から、日米首脳会談の機会に発出された日米共同声明において、特定秘密保護法の策定を評価する旨表明されている。)。また、これまでよりも秘密指定の要件が明確化され、かつ、外部の有識者や国会の関与を含めた管理体制が確立されることから、むしろ、行政機関における秘匿性の高い情報の取扱いに客観性と透明性が高まることにもなる。

【参考】日米共同声明：アジア太平洋及びこれを越えた地域の未来を形作る日本と米国（平成26年4月25日）（抜粋）

米国は、日米両国間の政策及びインテリジェンスに係る調整の強化を促進することとなる日本による国家安全保障会議の設置及び情報保全のための法的枠組みの策定を評価する。

問267 国連人権理事会の特別報告者が特定秘密保護法案（当時）に関し、懸念を示した由であるが政府の見解いかん。（外務省（総人→官総了）→内調）

（答）

1. 2013年11月22日（現地時間）、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）は、人権理事会の「表現の自由」特別報告者及び「健康の権利」特別報告者が、特定秘密保護法案（当時）に関し、それが表現の自由を侵害する恐れがあるとの懸念を表明している旨の共同プレスリリースを発出したと承知。
2. 特定秘密保護法は、特定秘密の恣意的な指定が行われることがないよう、重層的な仕組みを設け、また、国民の知る権利に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならないことを規定している。したがって、プレスリリースにある懸念は当たらないと考える。
3. なお、両特別報告者からの日本政府に対する特定秘密保護法に関する情報提供を要請については、2014年1月末に書面（別添）にて回答済みである。

問268 ピレー国連人権高等弁務官が記者会見で、特定秘密保護法案（当時）について秘密の構成要件が明確でないため、政府は自らにとって不都合な情報を秘密指定することが可能となっている旨の懸念を表明した由であるが政府の受け止めいかん。（外務省（総人→官総了）→内調）

（答）

1. 特定秘密は、現行法上の秘密に当たるものの中、我が国の安全保障に関わる、法律の別表に限定列挙された4分野（①外交、②防衛、③特定有害活動（いわゆるスパイ行為）の防止、④テロリズムの防止）の事項に関する情報に限って、外部の有識者の意見を反映させた基準に従い、大臣等の行政機関の長が指定するものであり、従来の秘密の範囲を拡大するものではない。
2. また、法律の別表に限定列挙された事項そのものも、諸外国の秘密指定制度に比べ、限定的となっている。
3. このように、特定秘密保護法は、特定秘密の恣意的な指定が行われることがないよう、重層的な仕組みを設け、また、国民の知る権利に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならないことを規定している。
4. したがって、ピレー国連人権高等弁務官の懸念は当たらないと考えている。

【参考】特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較（秘密指定）（別添参照）

問269 特別報告者による書簡における特定秘密保護法案（当時）に対する申立て事実は正確か。（内調）

（答）

1. 同書簡に言及のある事実は必ずしも正確なものではなく、特定秘密保護法は、自由権規約第19条を始めとした我が国が追うべき国際的な法的義務のみならず、表現の自由に関し、同条と実質的にほぼ同様の保障を規定している日本国憲法にも反する点はない。個別論点に係る考え方は以下のとおり。

（特定秘密の指定について）

2. 特定秘密は、自衛隊法上の防衛秘密や国家公務員法等の現行法上の秘密に当たるものうち、我が国の安全保障に関わる4分野（防衛、外交、特定有害活動（いわゆるスパイ行為）の防止、テロリズムの防止に関する事項）であって、法律の別表に限定列挙された事項に関する情報に限って、大臣等の行政機関の長が責任をもって指定するものであり、かつ、その指定は、外部の有識者の意見を反映させた基準に従って行われる。

3. したがって、特定秘密は、従来から我が国において秘密として扱われている情報のうち、安全保障上特に秘匿を要するものを指定するものであり、従来の秘密の範囲を拡大するものではない。

4. また、法律の別表に限定列挙された事項に関する情報に該当する場合に限って特定秘密に指定することができるが、法律の別表に限定列挙された事項そのものも、諸外国の秘密指定制度に比べ、限定的となっている。

5. 「環境汚染、人権侵害及び汚職に関する正当な情報を当局が隠蔽することを可能にするとされている。」との指摘は、全くの誤りであり、こうした情報が特定秘密として指定されることはない。当該書簡では、原発事故に関する情報を開示すべきとの指摘もあるが、原発事故に関する情報は、特定秘密の対象とはならない。

（秘密の指定期間について）

6. 行政機関の長は、5年以内とする指定の有効期間が満了するごとに指定の要件を満たしているか否か確認しなければならないことに加えて、指定の有効期間は原則として30年とされており、これを超える延長には内閣の承認を要する。また、特定秘密として保護することを要しなくなったものについては、有効期間内であっても、その時点で指定が解除される。

7. さらに、30年を超えて有効期間を延長した場合であっても、暗号や人的情報源に関する情報等、特に秘匿性の高い情報として法律に限定列挙するものを除き、通算60年を超えることができない。
8. このように、特定秘密の恣意的な指定や秘密指定が無期限に続くことがないよう、重層的な仕組みを設けている。
9. なお、諸外国における秘密指定制度においても、全ての秘密が一定期間後に解除されているわけではないものと承知している。

(第三者における指定のレビューについて)

10. まず、下記（知る権利との関係について）に詳述するとおり、特定秘密は、他の行政文書と全く同様に情報公開法の対象となり、外部有識者で構成する情報公開・個人情報保護審査会がインカメラ審査で対象文書の内容をチェックし開示の適否を判断する手続が保障されている。
11. 加えて、この法律において指定等の適正な運用を確保するため、以下のとおり、様々な仕組みが設けられている。
12. 特定秘密は、法律の別表に限定列挙された事項に関する情報に限って、大臣等の行政機関の長が指定するものであり、かつ、その指定は、外部の有識者の意見を反映させた基準に従って行われる。
13. また、特定秘密の指定が基準に従って行われていることを確保するため、内閣総理大臣が、行政機関の長に対し改善すべき旨の指示をすることができる。
14. さらに、特定秘密の指定等の実施状況について、毎年、外部有識者の会議や国会に報告し、定期的に特定秘密保護法の運用状況をチェックできる仕組みを設けている。
15. これらに加え、特定秘密保護法の施行までに各行政機関による個別の特定秘密の指定等を検証・監察し、不適切なものについて是正を求める組織を設置する。
16. 特定秘密保護法には、国会において定める保護措置が講じられている場合、国会の秘密会に特定秘密を提供するものとする仕組みが盛り込まれており、国会に特定秘密が提供されないと指摘は当たらない。

(内部告発者やジャーナリストとの関係について)

17. 報道の自由との関係については、特定秘密保護法では、
 - ・ 国民の知る権利に資する「報道又は取材の自由」に十分に配慮しなければならないこと
 - ・ 通常の「取材行為」は、正当業務行為として特定秘密保護法の処罰の対象とならないことを明記している。

18. これらの規定は、行政機関はもとより、捜査機関や裁判所においても、解釈適用の準則となる。したがって、特定秘密保護法の解釈適用に当たる当事者全てが国民の基本的人権への不当な侵害がないかどうか、報道の自由等に十分に配慮がされているかどうかを判断し、留意することとなる。

19. また、特定秘密の不正取得を処罰対象とするのは、その取得の目的が、外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する場合に限ることを明文で規定しているので、報道又は取材の自由が侵されることはない。

20. なお、特定秘密は、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがある情報を指定するものであり、内部告発の対象となるような犯罪行為や法令違反行為は、そもそも特定秘密の指定の対象とはならない。

21. 万が一、犯罪行為や法令違反行為を隠蔽するために、これらの事実が特定秘密に指定されたとしても、その指定は有効なものではなく、これら事実を内部告発した場合であっても、特定秘密の漏えいには該当せず、通報者が処罰されることなく、公益通報者保護法により、このような通報者は保護される。

(知る権利との関係について)

22. 特定秘密保護法では、「国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない」と規定し、本来報道されるべき情報が隠されたり、報道機関の正当な活動が制限されることがないよう、特定秘密保護法の解釈や運用には慎重な態度をもって当たることとしており、国民の知る権利についても十分に配慮される。

23. また、特定秘密の記録された文書は、情報公開法の対象となり、当該文書に対し、情報公開請求がなされた場合は、情報公開法に基づき、開示・不開示の決定を行うこととなる。不開示決定について不服申立てがなされた場合、行政機関の長の諮問に応じ、情報公開・個人情報保護審査会が調査審議を行い、審査会がいわゆるインカメラ審査を行う場合には、特定秘密を提供できる旨の規定を特定秘密保護法では設けている。

24. 上記に加え、特定秘密が記録された文書が歴史公文書等に当たる場合には、公文書管理法に基づき、文書の保存期間が満了した場合には、国立公文書館等に移管されることとなる。

25. なお、特定秘密保護法は、安全保障上の秘匿性の高い情報の漏えいを防止し、国と国民の安全を確保することを目的とするものであり、表現の自由及び国民の知る権利を制限する法律ではない。

問270 特定秘密保護法の規定が、とりわけ意見及び表現の自由に対する権利に関する国際人権法及び基準に基づく日本の義務といかに整合しているか。
(外務省(総人→官總了→法社了)→内調)

(答)

- 特定秘密保護法は、知る権利を含む表現の自由に対し、これを不当に制限することにならないように様々な配慮をし、表現の自由の確保に努めているものであり、我が國の人権規約上の義務（具体的には自由権規約第19条）と整合的なものである。
- 自由権規約第19条は、憲法第19条、第21条及び第23条により担保されており、特に、意見を持つ権利及び表現の自由は、日本国憲法により、民主主義の維持に不可欠のものとして最大限尊重されている。このように、我が国の憲法による意見を持つ権利及び表現の自由を含む人権保障の範囲は、自由権規約のそれとは、実質的にほぼ同様なものであるから、両者の抵触の問題は生じないと考えられ、さらにはその憲法第98条において、「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と定められている。

☆更問、上記2. の様々な配慮とは具体的にどのようなものか。(外務省(総人→官總了→法社了)→内調)

- (答) (特別報告者に対する返書より抜粋し一部改訂)
- 内部告発者やジャーナリストとの関係については以下の配慮を行っている。
 - 報道の自由との関係については、特定秘密保護法では、
 - 国民の知る権利に資する「報道又は取材の自由」に十分に配慮しなければならないこと
 - 通常の「取材行為」は、正当業務行為として特定秘密保護法の処罰の対象とならないこと
 - これらの規定は、行政機関はもとより、捜査機関や裁判所においても、解釈適用の準則となる。したがって、特定秘密保護法の解釈適用に当たる当事者全てが国民の基本的人権への不当な侵害がないかどうか、報道の自由等に十分に配慮がされているかどうかを判断し、留意することとなる。

(3) また、特定秘密の不正取得を処罰対象とするのは、その取得の目的が、外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する場合に限ることを明文で規定しているので、報道又は取材の自由が侵されることはない。

(4) なお、特定秘密保護法には内部告発者に対する保護について規定はないが、例えば、法令違反行為が特定秘密に指定されていた場合には、その指定は有効なものではないことから、これを公益通報したとしても、特定秘密の漏えいには該当せず、通報者が処罰されることはない。

(5) 他方、一般論を申し上げれば、特定秘密保護法に違反して特定秘密を漏えいした場合には、目的や動機の如何を問わず、特定秘密保護法の処罰対象となり得るが、現在、各行政機関や内閣府に設置する機関に通報することができる仕組みについて、運用基準に規定するために、政府内において必要な検討を行っている。

2. 知る権利との関係については、以下の配慮を行っている。

(1) 特定秘密保護法第22条では、「国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない」と規定し、本来報道されるべき情報が隠されたり、報道機関の正当な活動が制限されることがないよう、特定秘密保護法の解釈や運用には慎重な態度をもって当たることとしており、国民の知る権利についても十分に配慮される。

(2) また、特定秘密の記録された文書も、他の行政文書と同様に、情報公開法の対象となり、当該文書に対し、情報公開請求がなされた場合は、情報公開法に基づき、開示・不開示の決定を行うこととなる。不開示決定について不服申立てがなされた場合、行政機関の長の諮問に応じ、情報公開・個人情報保護審査会が調査審議を行い、審査会がいわゆるインカメラ審査を行う場合には、特定秘密を提供できる旨の規定を特定秘密保護法第10条に設けている。

(3) 上記に加え、特定秘密が記録された文書が歴史公文書等に当たる場合には、公文書管理法に基づき、文書の保存期間が満了した場合には、国立公文書館等に移管されることとなり、行政機関が半永久的に情報を隠すものではない。

【参考】

市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）

第十九条

- 1 すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する。
- 2 すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

3 2 の権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う。したがって、この権利の行使については、一定の制限を課すことができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

- (a) 他の者の権利又は信用の尊重
- (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

International Covenant on Civil and Political Rights

Article 19

- 1.Everyone shall have the right to hold opinions without interference.
- 2.Everyone shall have the right to freedom of expression; this right shall include freedom to seek, receive and impart information and ideas of all kinds, regardless of frontiers, either orally, in writing or in print, in the form of art, or through any other media of his choice.
- 3.The exercise of the rights provided for in paragraph 2 of this article carries with it special duties and responsibilities. It may therefore be subject to certain restrictions, but these shall only be such as are provided by law and are necessary:
 - (a) For respect of the rights or reputations of others;
 - (b) For the protection of national security or of public order (ordre public), or of public health or morals.

問271　　日本において情報アクセス権の実現確保のために実施されている
主要な法律及び制度いかん。(内調→総務省、内閣府)

(答)

我が国における、行政機関の保有する情報に対するアクセス権の実現確保のための法律としては、

- ① 国民主権の理念にのっとり、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的として、何人も行政機関の保有する行政文書の開示を請求する権利を有する旨を定めた「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」及び
- ② 国の諸活動等の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、国の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とした「公文書等の管理に関する法律」があり、①により、何人も行政機関が保有する特定秘密を含むあらゆる行政文書の開示を求めることが可能であり、また、②により、国立公文書館等に移管された歴史資料として重要な公文書等に対するアクセスが確保されている。

問272 特定秘密保護法案の作成にあたり、市民社会を含む関係者とどのような協議を行ってきたか。(内調)

(答)

1. 我が国における秘密保全法制については、平成20年から政府内に検討チームを設け、長年にわたり検討を行ってきた。
2. その検討に当たっては、2期にわたり有識者会議を開催し、法律等の政府外の専門家による検討に加え、できる限り検討状況を明らかにし、その必要性を含め、国民からの意見聴取に努めてきた。
3. 例えば、秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議がまとめた報告書を平成23年8月に公表するとともに、パブリックコメントを実施している。さらに、昨年9月には「特定秘密の保護に関する法律案の概要」を公表し、改めて法案についてパブリックコメントを実施している。
4. また、法案担当大臣自身、関係団体からヒアリングを実施し、特定秘密保護法の必要性について説明を行い、様々な御意見を得たほか、担当部局において、メディアや関係団体を始めとした関係者に対して説明及び対話を行ってきた。
5. 上記に加え、法案提出前には、自民党及び公明党におけるプロジェクト・チーム内において、市民社会の代表者たる国会議員との間で議論が行われ、必要な修正が行われたほか、国会における審議においては、与野党間の協議の結果、各行政機関による個別の秘密指定等を検証・監察し、不適切なものについて是正を求める組織を設置すること等を内容とする議員修正が行われた。

問273 特定秘密保護法はツワネ原則から逸脱しているのではないか。（内調）

（答）

1. ツワネ原則は、私的機関（オープンソサイエティ財団）が昨年6月に発表したものであり、各国において立法等の指針を提供するために提言されたものであるが、それ自体法的拘束力を有するものではないと理解している。
2. その上で申し上げれば、同原則は、情報へのアクセス権が、国の安全保障上必要な場合に、法律により制限されることを認めていると承知している。
3. なお、特定秘密保護法は、我が国安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、特定秘密の指定、取扱者の制限その他必要な事項を定め、その漏えいの防止を図るものである。そして、その恣意的な法律の運用を防ぐため、二重三重の仕組みが設けられており、国民の知る権利との関係で問題を生じたり、取材の自由を制限したりするものではなく、ツワネ原則から逸脱しているとの指摘は当たらないものと考える。

【参考1】国家安全保障と情報への権利に関する国際原則（通称：ツワネ原則）概要
(別添参照)

【参考2】ツワネ原則の法的拘束力について

ツワネ原則は、国連人権理事会の特別報告者を含む70カ国を超える国籍の500人以上の専門家により発表され、また、2013年10月に欧州評議会議員会議において同原則を支持する旨の決議が採択されたため、このことを評価する見解がある。
しかし一方で、同会議では、「会議は欧州評議会加盟国各々に対し、公文書のアクセスに関する条約への批准及び履行を求め(call on)、やがて、ツワネ原則の精神(in the spirit of)にしたがって同条約をより良いものにすることを求める」旨決議しており、ツワネ原則が欧州各々においても法的拘束力を持つものではないことを示している。

【参考3】特定秘密の適正な運用を図るための二重三重のしくみ

特定秘密保護法において、特定秘密の指定は、第三者である外部有識者の会議の意見を踏まえた政府統一基準に基づき、行政機関の長が行い、また、総理が、各省庁の運用状況を厳しくチェックし、外部有識者の意見を付して、毎年、国会に報告を行うこ

ととなっている。さらに、これら以外にも、内閣府に、行政府の中にありながらも、独立した公正な立場から、個別の特定秘密の指定及び解除の適否を検証・監察し、不適切なものについては是正を求めることができる組織を設置することとしている。

問274 適性評価によってプライバシーが侵害されるのではないか。(内調)

(答)

1. 適性評価は、特定秘密を取り扱うこととなる行政機関の職員等について、あらかじめ調査事項（※）を本人に告知した上で、その明示的な同意を得ることとされており、本人の意思に反して各調査事項に関わる情報が収集されることはない。

（※）評価事項

- ①特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項
- ②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- ③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- ④薬物の濫用及び影響に関する事項
- ⑤精神疾患に関する事項
- ⑥飲酒についての節度に関する事項
- ⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項

2. また、適性評価は、評価対象者が特定秘密の取扱い業務を行った場合にこれを漏らすおそれの有無を判断するためのものであり、収集した情報は、特定秘密の保護以外の目的のために、利用又は提供することを特定秘密保護法で原則として禁止している。

3. さらに、適性評価がプライバシーに配慮して行われるよう、適性評価の実施に関する政府統一の基準を定め、公表することとしているほか、適性評価の毎年の実施状況も国会に報告し、公表されることとなっている。加えて、特定秘密保護法では、法律を拡張解釈し、国民の基本的人権を不当に侵害することを明示的に禁止している。

4. このように、適性評価は外国の同種の制度と比較しても、調査事項を限定した上で、プライバシーに配慮して実施することとされており、適性評価によりプライバシーが不当に侵害されるものではない。

【参考】特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較（適性評価）（別添参照）

問275 ハルペリン氏が日本で特定秘密保護法に関する講演を行い、特定秘密保護法は必要ないとの発言があったと承知しているが、政府の見解如何。（内調）

（答）

1. 政府としては、特定秘密保護法の整備により、外国の関係機関等から秘匿度の高い情報がより適切な形でより迅速に提供されることなどが期待されると考えている。
2. 米国を始めとする諸外国においては、各国の国内法や大統領令等により、国家にとって重要な秘密を厳格に保護するための制度を既に整備しており、我が国においても、秘密を保護する必要性と政府の有するその諸活動を国民に説明する責務とのバランスを考慮しつつ、国の秘密の保護の方策を検討することが必要と認識しており、特定秘密保護法は、こうした秘密保護に関する共通ルールを明確化するものである。
(3. なお、本年4月25日に発表された日米共同声明において、「米国は、日米両国間の政策及びインテリジェンスに係る調整の強化を促進することとなる日本による国家安全保障会議の設置及び情報保全のための法的枠組みの策定を評価する。」と述べられており、米国政府からは、特定秘密保護法について評価されている。)

【参考】日米共同声明：アジア太平洋及びこれを越えた地域の未来を形作る日本と米国（平成26年4月25日）（抜粋）

米国は、日米両国間の政策及びインテリジェンスに係る調整の強化を促進することとなる日本による国家安全保障会議の設置及び情報保全のための法的枠組みの策定を評価する。

問276 施行準備状況如何。(内調)

(答)

1. これまで半年にわたり、政令や運用基準の素案を、有識者の意見や関係省庁との調整を踏まえ作成してきた。7月17日には第2回情報保全諮問会議を開催し、この素案を議論する予定。夏にパブリックコメントを実施し、国民の皆様の御意見をしっかりと伺う。秋の早い時期には閣議決定し、年内に施行できるようなスケジュールで施行準備を進めている。

(内調のみ：参考) 情報保全諮問会議のクロノロジー【最新版を別添】

2014年7月11日 準備室→外務省 室員用想定共有

自由権規約第6回政府報告審査 特定秘密保護法関係応答要領

日時：2014年7月15日（火）15時～18時

16日（水）10時～13時（継続審議の場合、午後もあり）

場所：スイス・ジュネーブ 国連欧州本部 パレ・デ・ナシオン 20番会議室

出席者：自由権規約委員会（Human Rights Committee）委員18名

外務省、内閣官房、内閣府、法務省、警察庁、厚労省、文科省

目次：

1. 総論（自由権規約第19条との関係等）

2. 特定秘密の指定

- 指定の範囲が広すぎるのではないか
- 行政機関の長の一存で指定できることは問題ではないか、政府にとって都合の悪い情報が恣意的に公表されないおそれがあるのではないか
- 指定してはならない情報のリストが必要ではないか
- 有効期間に上限が無いのは問題ではないか

3. 適性評価

- プライバシー権の侵害ではないか
- 適性評価の手段（監視・尾行・張込み）に制限が無く問題ではないか
- 結果のみ伝えられ自身の調べられた情報を知ることができないのは問題ではないか

4. 適正を確保するための重層的な仕組み

- 特定秘密保護法には、独立した第三者機関による監視の仕組みが欠如しているのではないか
- 「識見を有する者」は個別具体的な秘密を知ることができず、指定の基準等に一般的な意見を述べることができるのみであるのは問題ではないか

5. 罰則

- 10年以下の懲役という罰則は重過ぎるのではないか
- 報道機関も処罰の対象となり、取材の自由が侵害されるのではないか
- 容疑に関する秘密の内容を、弁護士や検察官が知ることができず、司法機能を低下させるおそれがあるのではないか
- 公益通報制度が無いのは問題ではないか

6. その他

- 運用基準の検討プロセスが不透明ではないか
- 特定秘密保護法の英訳は公表されたのか

補足：これまでの経緯

1. 総論（自由権規約第 19 条との関係等）

- 我が国では、意見を持つ権利及び表現の自由を、我が国の最高法規である日本国憲法において、民主主義の維持に不可欠のものとして最大限尊重している。
- このような我が国的基本理念に則り、我が国では既に、政府の有する諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的として、情報公開法を定め、何人も行政機関の保有する行政文書の開示を請求する制度を整備している。
- 日本国憲法及び情報公開法は、特定秘密保護法施行後も引き続き適用される。意見を持つ権利及び表現の自由を規定している自由権規約第 19 条は、同時に自由権規約第 19 条第 3 項において、国の安全や公の秩序を保護することが必要な場合には、法律により表現の自由に対し一定の制限を課すことが認めているところである。したがって、本法が自由権規約第 19 条に違反することは断じてない。
- 特定秘密保護法については、安全保障上の秘匿性の高い情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全を確保することを目的として、今般、制定されたところである。このような国家機密の指定、解除、保全を図るルールは、米国、英国等の諸外国においては、既に整備されており、我が国においても同様の法整備を行ったものである。
- さらに、本法においては二つの重要な点がある。
- まず、本法の下では、特定秘密に該当する情報についてその定義や指定の要件及び手続が法的に明確にされている。また、国会や外部の有識者の関与を含めた管理体制が確立され、行政機関による恣意的な運用を防ぐための重層的な仕組みが設けられている。これにより、行政機関における秘匿性の高い情報の取扱いに客觀性と透明性が高まることにもつながるものである。
- 次に、本法においては、特に表現の自由及び報道の自由に配慮している。例えば、本法第 24 条において、たとえ脅迫したり欺いたりする行為により特定秘密を取得したとしても、外国の利益若しくは自己の不正の利益を図る目的等である場合にのみ処罰の対象となる旨規定されている。また、本法第 22 条第 1 項において、さらに包括的に規定しており、真に報道目的で特定秘密の不正取得行為を行った場合には、処罰されないとされるなど、知る権利を含む表現の自由に対し、これを不当に制限することにならないよう十分に配慮をし、表現の自由の確保に努めている。
- したがって、特定秘密保護法は、自由権規約第 19 条と整合的なものであり、何ら問題のあるものではないと考えている。

【参考】市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）第19条

- 1 すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する。
- 2 すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 3 2の権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う。したがって、この権利の行使については、一定の制限を課すことができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
 - (a) 他の者の権利又は信用の尊重
 - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

International Covenant on Civil and Political Rights Article 19

1. Everyone shall have the right to hold opinions without interference.
2. Everyone shall have the right to freedom of expression; this right shall include freedom to seek, receive and impart information and ideas of all kinds, regardless of frontiers, either orally, in writing or in print, in the form of art, or through any other media of his choice.
3. The exercise of the rights provided for in paragraph 2 of this article carries with it special duties and responsibilities. It may therefore be subject to certain restrictions, but these shall only be such as are provided by law and are necessary:
 - (a) For respect of the rights or reputations of others;
 - (b) For the protection of national security or of public order (ordre public) or of public health or morals.

【参考】日本国憲法（妙）

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

The Constitution of Japan

Article 19. Freedom of thought and conscience shall not be violated.

Article 21. Freedom of assembly and association as well as speech, press and all other forms of expression are guaranteed. No censorship shall be maintained, nor

shall the secrecy of any means of communication be violated.

Article 23. Academic freedom is guaranteed.

Article 98. This Constitution shall be the supreme law of the nation and no law, ordinance, imperial rescript or other act of government, or part thereof, contrary to the provisions hereof, shall have legal force or validity.

The treaties concluded by Japan and established laws of nations shall be faithfully observed.

2. 特定秘密の指定

(指定の範囲が広すぎるのではないかと問われた場合)

- そもそも、特定秘密は、日本においてこれまで秘密とされてきたものごく一部を指定するものであり、秘密の範囲を広げるものではなく、特定秘密として指定される情報は、我が国の安全保障に関わる、法律の別表に限定列挙された4分野（①外交、②防衛、③特定有害活動（諜報活動や大量破壊兵器の輸出入）の防止、④テロリズムの防止）の事項に関する情報のうち、特に秘匿性の高いものに限られる。
- この法律の別表に限定列挙された事項は、諸外国の秘密指定制度に比べ、限定的なものとなっている。
- そして、政府として統一的に法を運用し、各行政機関の長が恣意的な秘密指定を行うことがないよう、外部の有識者の意見を反映させた基準を策定することとなっており、当該基準に従って大臣等の行政機関の長は特定秘密の指定を行うこととなる。

(行政機関の長の一存で指定できることは問題ではないか、政府にとって都合の悪い情報が恣意的に公表されないおそれがあるのではないかと問われた場合)

<特定秘密の適正な運用を図るための重層的な仕組み>

- そもそも、個別具体的な特定秘密の指定の適否の確認は、専門的・技術的判断を要することから、行政機関の長がこれを行うことが適当である。
- 諸外国においても、大統領や行政機関の長が秘密の指定を行っている。
- その上で、特定秘密保護法では、万が一にも特定秘密の恣意的な指定が行われることがないよう、以下のように重層的な仕組みを設けている。こうした仕組みは今まで日本になかった仕組みである。

1. 特定秘密は、法律の別表に限定列挙された 23 の事項に関する情報のうち、特に秘匿性の高いものに限って、大臣等の行政機関の長が指定するも

のであり、かつ、その指定は、外部の有識者の意見を反映させた基準に従って行われる（特定秘密保護法第18条）。

2. 特定秘密の指定が基準に従って行われているかどうか、内閣総理大臣が指揮監督を行い、必要な場合には、行政機関の長に対し改善すべき旨の指示等をすることができる（特定秘密保護法第18条）。
3. 特定秘密の指定等の実施状況について、毎年、外部の有識者や国会に報告し、定期的に特定秘密保護法の運用状況をチェックできる仕組みを設けている（特定秘密保護法第18条・第19条）。
4. 特定秘密保護法の施行までに各行政機関による個別の特定秘密の指定等を検証・監察し、不適切なものについて是正を求めることができる組織を設置する（特定秘密保護法附則第9条）。
5. 国会に、特定秘密保護法の運用を常時監視するための「情報監視審査会」が設置されることとなっている（特定秘密保護法附則第10条・国会法改正）。

＜情報公開法との関係＞

- また、特定秘密を記録した文書も、他の行政文書と同様に、情報公開法の対象となり、当該文書に対し情報公開請求がなされた場合は、情報公開法に基づき、開示・不開示の決定を行うこととなる。
- そして、不開示決定について不服申立てがなされた場合、行政機関の長の諮問に応じ、第三者で構成される情報公開・個人情報保護審査会がその内容を見た上で調査審議を行い、審査会が開示すべきと判断した場合には、指定を解除して開示することとなる。

＜公文書管理法との関係＞

- さらに、特定秘密を記録した文書も、他の行政文書と同様、公文書管理法の適用を受け、歴史公文書等に当たる場合は、文書の保存期間が満了したときに国立公文書館等に移管されることとなる。また、それ以外のものについては、廃棄するに際し、内閣総理大臣に協議しその同意を得ることが必要となる。
- なお、特定秘密保護法では、30年を超えて有効期間を延長することについて内閣の承認が得られなかった場合には、当該指定に係る情報を記録した行政文書を全て国立公文書館等に移管しなければならないこととしており（特定秘密保護法第4条第6項）、また、30年を超えて特定秘密として指定をされていた情報を記録した行政文書についても、その指定が解除され、又は有効期間が満了し、保存期間が満了したときには、全て歴史公文書等として国立公文書館等に移管されるよう、運用基準で明らかにすることを検討しているところである。

(指定してはならない情報のリストが必要ではないかと問われた場合)

- 違法行為を隠蔽するための指定は無効であり、こうした違法な指定が行われないようにということを運用基準に明記することを、有識者の意見を伺いながら、検討しているところである。

(更に問われた場合)

- 万が一、行政機関の法令違反行為等を隠蔽するために、この事実が特定秘密に指定されたとしても、その指定は有効なものではない。
- そもそも、行政機関が法令に従ってその所掌事務を遂行するのは当然であり、行政機関の長は本法に従って特定秘密の指定を行うべきであるので、本法に定める要件に適合しない情報を特定秘密に指定することを禁止する旨を規定する必要はない。
- しかしながら、本法の国会審議の過程で、指定してはならない情報のリストの必要性について提案があったことを踏まえ、現在策定中の本法の運用基準に、違法な指定を行ってはならない旨を規定することを、外部の有識者の意見を伺いながら検討しているところである。

(有効期間に上限が無いのは問題ではないかと問われた場合)

- そもそも特定秘密保護法において、指定の要件を充足しなくなったものについては、その時点で指定が解除されることとなっている（特定秘密保護法第4条）。
- その上で、定期的に要件充足性を点検するため、行政機関の長は指定の際に5年以内の有効期間を定めることとしており、この有効期間は、諸外国と比べて極めて短い期間である。
- 特定秘密の内容によっては5年以上指定する必要があるため、指定の有効期間の延長を可能としているが、通じて30年を超えることができない旨を法律に明記している（特定秘密保護法第4条）。
- 例外的に30年を超えて延長する必要がある場合には、行政機関の長一人の判断ではなく、内閣の承認が必要であり、この場合であっても、暗号や人的情報源に関する情報等、特に秘匿性の高い情報として法律に限定列挙するものを除き、通算60年を超えることはできない（特定秘密保護法第4条）。
- このように、特定秘密の恣意的な指定や秘密指定が無期限に続くことがないよう、重層的な仕組みを設けている。これまで我が国には年限を区切って秘密を指定するという制度はなかったが、特定秘密保護法によって初めて導入されることとなり、極めて画期的なことだと認識している。
- なお、諸外国における秘密指定制度においても、全ての秘密が一定期間後に解除されているわけではないものと承知している。

【参考】特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較（秘密指定）（別添参照）

3. 適性評価

（プライバシー権の侵害ではないかと問われた場合）

- 適性評価は、特定秘密を取り扱うこととなる行政機関の職員等について、あらかじめ調査事項（※）を本人に告知した上で、その明示的な同意を得ることとされており、本人の意思に反して各調査事項に関する情報が収集されることはない（特定秘密保護法第12条第2項・第3項）。

（※）評価事項

- ①特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項
- ②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- ③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- ④薬物の濫用及び影響に関する事項
- ⑤精神疾患に関する事項
- ⑥飲酒についての節度に関する事項
- ⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項

- また、収集した個人情報を、特定秘密の保護以外の目的のために利用し又は提供することを原則として禁止している（特定秘密保護法第16条）。

※ 例外：国家公務員法等に規定する懲戒処分等に該当する事由。

- さらに、適性評価がプライバシーに配慮して実施されるよう、適性評価の実施に関する政府統一の運用基準を定め、公表することとしているほか、適性評価の毎年の実施状況も外部の有識者や国会に報告され、国民に公表されることとなっている。
- 加えて、特定秘密保護法では、法律を拡張解釈し、国民の基本的人権を不当に侵害することを明示的に禁止している（特定秘密保護法第22条）。
- このように、適性評価は、諸外国の同種の制度と比較しても、調査事項を限定した上で、プライバシーに配慮して実施することとされており、適性評価によりプライバシーが不当に侵害されるものではない。

【参考】特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較（適性評価）（別添参照）

(適性評価の手段（監視・尾行・張込み）に制限が無く問題ではないかと問われた場合)

- 特定秘密保護法は、適性評価の調査を行うため必要な範囲内において、行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる旨規定しており、その他の調査手段を用いることは全く予定されていない（特定秘密保護法第12条第4項）。
- なお、現在策定中の運用基準においても、適性評価のための調査手続について詳細に規定することを予定しており、調査が無制限になされることはない。

(結果のみ伝えられ自身の調べられた情報を知ることができないのは問題ではないかと問われた場合)

- 前述のとおり、そもそも適性評価は、あらかじめ調査事項を本人に告知した上で、その明示的な同意を得ることとされており、本人の意思に反して各調査事項に関する情報が収集されることはない。
- また、適性評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかつた場合には、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、その理由を本人に通知することとしている（特定秘密保護法第13条第4項）。
- さらに、適性評価の実施に当たって取得する個人情報については、行政機関個人情報保護法に基づく開示請求が可能であり、不開示情報に該当しない情報は本人に開示されることとなる。

4. 適正を確保するための重層的な仕組み

(特定秘密保護法には、独立した第三者機関による監視の仕組みが欠如しているのでは無いかと問われた場合)

- そもそも、個別具体的な特定秘密の指定の適否の確認は、専門的・技術的判断を要することから、行政機関の長がこれを行うことが適當であり、諸外国においても、政府外部の独立した第三者機関が個別の指定の適否の判断を行っているところは承知していない。
- 特定秘密保護法では、特定秘密の指定の実施状況について、毎年、外部の有識者や国会に報告し、運用状況を監視する仕組みが設けられている（特定秘密保護法第18条、第19条）。さらに、米国の省庁間上訴委員会や情報保全監督局のように、行政機関の内部に置かれながらも一定のチェック機能を果たす新たな組織を施行までに設置することとしており（特定秘密保護法附則第9条）、その具体的な在り方については、この組織が実効的に機能するよう、外部の有識者の意見も伺いながら、検討を進めているところである。

(国会に設置される監視機関について問われた場合)

- 国会における監視機関については、本年6月20日に、特定秘密保護法の運用を常時監視するための「情報監視審査会」の設置等を内容とする国会法等改正案が成立し、現在この「情報監視審査会」が十分に機能するよう、国会において、施行準備が進められているものと承知。

(「識見を有する者」は個別具体的な秘密を知ることができず、指定の基準等に一般的な意見を述べることができるのみであるのは問題ではないかと問われた場合)

- 行政機関の長は、有識者の意見を反映させた基準に従って特定秘密の指定等を行い、また、毎年1回、総理大臣がこれら有識者に特定秘密の指定等の状況を報告し、その有識者の意見を付して、国会へ報告するとともに、国民にも公表することとなっている。○ 特定秘密の指定の状況や運用基準について有識者の意見をいただく過程においては、特定秘密である情報そのものの内容を明らかにしなくとも、十分意義のある議論していただけるものと考えている。
- ただし、有識者から必要な資料の求めがあれば可能な限り対応したいと考えており、仮に特定秘密に該当し得る情報について求めがある場合にも、有識者と必要性等について相談した上で適切に対応する考えである（現時点で、各有識者から特定秘密そのものを見る必要があるとの意見は出されていない。）。

5. 罰則

(10年以下の懲役という罰則は重過ぎるのではないかと問われた場合)

- 特別防衛秘密の漏えいや営業秘密を不正に開示する行為、窃盗罪の法定刑が懲役 10 年以下とされていることと比べ、国の安全保障に関する特定秘密の漏えいが国家公務員法の守秘義務違反にとどまるることは、バランスを失し、特定秘密の漏えいを抑止する観点からも十分ではないと判断し、罰則を 10 年以下の懲役とした。
- なお、諸外国の秘密保全制度でも、同じ程度の罰則が科せられているものと承知している。

【参考】特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較（罰則）（別添参照）

(報道機関も処罰の対象となり、取材の自由が侵害されるのではないかと問われた場合)

- そもそも、特定秘密保護法第 22 条において、国民の知る権利に資する「報道又は取材の自由」に十分に配慮しなければならないこと、通常の「取材行為」は、正当業務行為として特定秘密保護法の処罰の対象とならないことを明記しており、報道機関による通常の取材活動は処罰の対象とならない。
(特定秘密保護法第 22 条は、「配慮」という曖昧な表現を使っており、見直すべきではないか等さらに問われた場合)
- 本条は、本法の罰則が拡張して解釈され、政府の保有する様々な情報を入手しようとする報道機関の正当な活動が制限されることなく、憲法第 21 条の表現の自由の一環である報道の自由が保障されるよう規定したものである。
- また、この規定は、行政機関はもとより、捜査機関や裁判所においても、解釈適用の準則となり、特定秘密保護法の解釈適用に当たる当事者全てが国民の基本的人権への不当な侵害がないかどうか、報道の自由等に十分に配慮がされているかどうかを判断し、留意することとなることから、御指摘のように見直す必要はないと考える。
- 取材の手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会観念上是認されるものである限りは、実質的に違法性を欠き、通常な業務であると考える。

【参考】特定秘密保護法逐条解説第 22 条

(容疑に関係する秘密の内容を、弁護士や検察官が知ることができず、司法機能を低下させるおそれがあるのではないかと問われた場合)

- 特定秘密に係る罪の刑事裁判においては、立証責任を全うしつつ、かつ、秘密の内容が明らかになることを防止するために、秘密にする実質的理由として当該秘密文書等の立案・作成過程、秘指定を相当とする具体的理由等を明らかにすることにより実質秘性を立証する、いわゆる外形立証によることとなると考えられるが、その立証に用いる証拠については、被告人側が開示を受けることが出来るため、被告人の防御権を守ることが可能である。
※ 実質的秘性とは、「実質的にも秘密として保護するに値すると認められること」をいう。
- また、被告人又は弁護人から特定秘密である証拠の開示請求があった場合に、裁判所は開示命令を決定するに当たって、いわゆるインカメラ審査による証拠の提示を命ずることができることとされており、この場合、裁判所に対して当該証拠を提示することとなる（特定秘密保護法第10条）。
- 仮に、インカメラ審査の結果、裁判所が開示命令を出した場合には、行政機関の長は、特定秘密の指定を解除し、当該証拠を開示することとなる。

(公益通報制度が無いのは問題ではないかと問われた場合)

- 万が一不適切な特定秘密の指定等が行われていると思われるがあった場合に、各行政機関や内閣府に設置するチェック機関に通報することができる仕組みを設けることについて、現在、外部の有識者の意見も伺いながら、必要な検討を行っているところ。
- 具体的な内容については、現在検討中であるが、通報の処理の枠組み、通報者の保護等について検討を行っている。

6. その他

(運用基準の検討プロセスが不透明ではないかと問われた場合)

- 本年1月17日に開催された第1回情報保全諮問会議において、今後の検討事項やスケジュールをお示しし、以後、委員との個別のやりとりを経て、政令や運用基準の素案を作成し、その上で、第2回会議においてこれを議論することが確認された。
- これまで、委員と事務局との間で、法律の解釈や政令、運用基準について、数多く議論を重ねてきた。
- こうした情報保全諮問会議のスケジュールや政令や運用基準の素案の検討状況について、内閣官房のホームページにおいて、数次にわたり、公表している。
- また、第2回情報保全諮問会議が開催される際には、これまでの議論や資料について、国民がわかりやすい形で公表することを検討している。
- 政府としては、引き続き、国民の理解に資する広報や情報公開等に努めてまいりたい。

特定秘密保護法の英訳は公表されたのか。

- 7月1日に法務省の日本法令外国語訳データベースシステム上に、暫定版として公開された。

(更に英訳の公表が遅かったのではないかと問われた場合)

- 万全を期すため、英訳の作業・確認に時間がかかるご理解いただきたい。

補足：これまでの経緯

○2013年11月19日

- ・ラ・ルー「表現の自由」特別報告者 (Mr. Frank La Rue、2008年8月任命、グアテマラ出身、労働・人権弁護士) 及びグローバー「健康の権利」特別報告者 (Mr. Anand Grover、2008年8月任命、インド出身、インド最高裁判所内弁護士) の連名により、寿府代にてに、特定秘密保護法に関する書簡が接到。

○2013年11月22日

- ・国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR: Office of the High Commissioner for Human Rights, United Nations) が11月19日の特別報告者の書簡を踏まえ、特定秘密保護法案に関するプレスリリース発出。

[REDACTED]

○2013年12月2日

- ・ピレ一人権高等弁務官が記者会見を実施。

[REDACTED]

○2013年12月4日

- ・自民党外交部会において、ピレ一人権高等弁務官に発言を撤回するよう要請するべきとの意見が出る。

[REDACTED]

○2014年1月末

- ・特別報告者の書簡による情報提供要請に対する日本政府回答送付。



○2014年6月20日

- ・特定秘密保護法英訳（暫定版）を寿府代からOHCHRに対し口上書添付の上送付。

Questions concerning Act on the Protection of Specially Designated Secrets

Q1. How does this Act modify Japan's existing laws?

The Act on the Protection of Specially Designated Secrets (herein referred to as SDS) does not change any existing law in terms of the right of citizens to know from the following reasons.

First, this act does not enlarge the scope of existing state secrets. It is among the category of secrets under the National Public Service Act, referred to as "secrets acquired through official function," that only highly confidential information concerning national security shall be designated as SDS. This act sets out a clear and strict rule for the designation and handling of such information which is particularly required to be kept secret due to national security reasons.

Second, as already mentioned in reply to the question from Ms. Seibert-Four, the Public Records and Archives Management Act¹ and Information Disclosure Act shall apply to administrative documents that record SDS. The documents containing SDS shall be, in the same manner as other official documents, handled in accordance with the disclosure rules defined by these two basic laws pertaining to the right of citizens to know.

¹ The Public Records and Archives Management Act prescribes that administrative document file and an administrative document, when falls under Historical Public Records and Archives, shall be transferred to the National Archives of Japan, etc.

Q2. What were the inconveniences that required the legislation of this Act?

The security environment surrounding Japan is becoming ever more severe. This has been demonstrated by events such as the hostage crisis in Algeria in January 2013 where 10 Japanese nationals were killed. In order to secure the safety of Japan and its citizens in such a situation, it is necessary to promote the exchange of highly confidential information concerning national security with relevant countries and within the government. Many of Japan's partner countries have long been enforcing laws on the protection of state secrets.

In Japan, in contrast, the only legal provision on national security secrets, except in the area of defense, has been the general duty of confidentiality of civil servants under the National Public Service Act that simply stipulates that "civil servants shall not leak secrets acquired through official function." The chapter containing this Article 100.1 is on civil servants' discipline, that provides for obligations such as to serve the public interest and obey laws, and its primary objective is not the protection of secrets. There has been no general law on the management of secrets providing for the protective measures on secrets and security clearance procedures, for example.

It should also be reminded that the maximum penalty against Article 100.1 is imprisonment for 1 year. It is significantly less severe than in laws on national security in many other countries. It is also different from rules on commercial secrets in Japan, as unlawful disclosure of commercial information can be punished by imprisonment up to 10 years according to Unfair Competition Act. The situation has been that, even if there is a leak of sensitive information on national security that may affect the lives of citizens, it will only be penalized to imprisonment up to 1 year, whereas unlawful disclosure of commercial secrets can be punished by imprisonment up to 10 years

For the sake of exchanges of highly confidential information with relevant other countries, it has been necessary to legislate a general law regarding rules to protect information related to national security and thus enhance the reliability of protection of such information in Japan. The legislation of this Act responds to such an objective.

It should also be reiterated that this Act introduces clear legal rules on the protection of SDS, strictly defining the conditions for designating information as

SDS, and establishing a multi-layered structure to prevent arbitrary implementation by the government through the oversight mechanism involving the Diet and the Council of non-governmental experts. This Act is expected to strengthen the objectivity and the transparency when handling confidential information within the government, compared with the current legal framework on state secrets.

2014年7月24日 準備室→外務省 最終見解文: 对日申入九

Comment of the Government of Japan on the Advanced Unedited Version of "Concluding observations on the sixth periodic report of Japan"

Regarding the Advanced Unedited Version of "Concluding observations on the sixth periodic report of Japan" that the Committee has forwarded to us, we strongly regret that, concerning Act on the Protection of Specially Designated Secrets, there are not only factual errors but also explanation during the consideration, held on 15 and 16 June, was not duly taken into consideration, specifically on paragraph 23.

Therefore, we request the Committee to delete the paragraph 23 concerning Act on the Protection of Specially Designated Secrets or to edit the paragraph by duly taking into consideration the position of our government on this matter in general and the points specifically raised in the Advanced Unedited Version that we have stated during this process. For your reference, we will restate our position once again as follows.

Our Position on Act on the Protection of Specially Designated Secrets

In Japan, the right to hold opinions and the right to freedom of expression are fully respected as the essential rights for democracy within our Constitution, which is the supreme law of the nation.

In accordance with this fundamental principle, the Act on Access to Information Held by Administrative Organs has already been enforced to achieve accountability of the Government to the citizens for its various activities. This Act enables every citizen to seek related information through requesting the disclosure of administrative documents.

The Constitution and the Act on Access to Information will continue to be applied exactly as now after the entry into force of the Act on the Protection of Specially Designated Secrets (herein referred to as SDS). Therefore, this Act will in no way contradict the Article 19 of the International Covenant on Civil and Political Rights that provides for the rights to hold opinions and freedom of expression, but also allows in 19.3 certain restrictions on those rights when provided by law for the protection of national security or of public order.

More specifically on the Act in question, its objective is to prevent unauthorized disclosure of certain information held by the government which is of a particularly confidential nature due to National Security reasons, the Act on the Protection of Specially Designated Secrets is aimed at preventing unauthorized disclosure of such information, and thereby secure the safety of Japan and its citizens. In many foreign countries such as the United States and the United Kingdom, laws on the protection of state secrets have long been enforced, and

Japan has recently introduced similar legislation for the protection of secrets comparable to those of other countries.

There are two more points to be underscored regarding this Act.

First, this Act introduces clear legal rules on the protection of SDS, including its definition and the conditions and procedure of its designation. In fact, the appended table of this Act is restrictive compared to similar legislation by other countries. Also, the Council of the Protection of Information has been working on a uniform implementation standard. It contains more detailed explanation of the appended table of this Act. The uniform implementation standard is to be authorized by the Cabinet decision this autumn after one month period of seeking public comment during summer.

For a certain information to be designated as SDS, it needs to fulfill three requirements, not only to be concerning the matters set forth in the appended table, but also it has to be publicly undisclosed and has necessity to be has necessity to be particularly kept secret due to the risk of causing severe damage to national security. Thus, designated secrets will be both limited and specific.

It also establishes a multi-layered structure to prevent arbitrary implementation by the government through the establishment of a framework for oversight involving the Diet and the Council of non-governmental experts. With this structure, it is expected that objectivity and transparency will be enhanced in the handling of highly confidential information by the government.

Second, this Act pays special attention to the freedom of expression and news coverage activities. For example, Art 24 provides that acquisition of SDS even by coercive or deceptive means shall be punishable only when its purpose is to promote the interest of a Foreign Country, acquiring an illicit personal gain, etc. Art 22.1 states this in more comprehensive terms: in order to ensure the freedom of expression, this Act provides due consideration to prevent unfair restriction to the freedom of expression including the right to know; for example, news coverage activities in the pursuit of lawful business shall not be punished even if specially designated secrets are acquired.

For these reasons, this Act is fully consistent with Article 19 of the International Covenant on Civil and Political Rights, and the Japanese Government will continue to respect the fundamental rules of democracy.